



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 3 日 (木曜日) 第 599 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始…………… (“ ”) 1
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 1

公 告

頁

- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (4件) …… (都市計画課) 2
- 公安委員会公告**
- 検定合格者審査の実施について…………… 2
- 選挙管理委員会告示**
- 令和 5 年 4 月 9 日 執行宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正…………… 4

告 示

宮崎県告示第 208号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 日南市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 209号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 4 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字新田字阿蘇河 47 番 3 地先から同郡同町同大字字栗木田 1546 番 1 地先まで	旧	9.2~42.8	327.2
				新	9.3~50.0	325.9

で

宮崎県告示第 210号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 4 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	小林市野尻町三ヶ野山字野森原 41 36 番 1 地先から同市同町三ヶ野山同字 4150 番 2 地先まで	令和 7 年 4 月 3 日

宮崎県告示第 211号

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 11 号) 第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和 7 年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
宗方 武夫	小林市細野 367 番地 2 小林総合庁舎内売店	令和 7 年 3 月 31 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、大和地区宮ヶ平・塚原換地区県営土地改良事業（新富町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和7年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
田野都市計画道路
 - (2) 名称
3・5・2号明神原通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
田野都市計画道路
 - (2) 名称
3・6・1号桜町通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

- (2) 名称
 - 3・4・2号出北通線
 - 3・4・15号文化センター通線
 - 3・4・61号西延岡駅通線
 - 3・5・5号浜砂通線
 - 3・5・7号東出北通線

- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及びその名称
日向延岡新産業都市計画公園
 - 3・3・2号 亀崎近隣公園
 - 2・2・29号 別府街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年4月3日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

- 1 検定合格者審査の種類及び級並びに資格
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって、旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者
 - (3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

- (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行（平成17年11月21日）の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	令和7年6月12日（木）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

- (1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。
学科試験は、5肢択一式の筆記試験により行う。
- (2) 1 級の検定合格者審査の科目及び内容
ア 学科試験
イ 科目
○ 警備業務に関する基本的な事項
○ 法令に関すること。
○ 警備業務の実施に関すること。
○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ) 問題数

10問

イ 実技試験

ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

イ) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ) 問題数

10問

イ 実技試験

ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	令和7年5月12日（月）から5月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚
- (3) 写真 1 葉（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関

する目的以外には使用しない。

(2) 公告後、社会情勢の変化により、審査実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、井本英雄及び下田英樹の出納責任者から訂正の報告があったので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により告示した令和6年宮崎県選挙管理委員会告示第5号の一部を次のとおり訂正する。

令和7年4月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

別冊44ページ 3 報告書の要旨 収入中

主たる寄附			
(氏名)	(職業)	(寄附額)	円
(団体名)			
自由民主党			
宮崎県支部連合会	政党支部	300,000	
自由民主党延岡支部	政党支部	180,000	
宮崎県医師連盟	政治団体	200,000	
延岡市医師連盟	政治団体	100,000	
その他の寄附	件	0	
その他の収入		2,100,000	
今 回 計		2,880,000	
前 回 計		0	
総 計		2,880,000	

を

主たる寄附			
(氏名)	(職業)	(寄附額)	円
(団体名)			
自由民主党			
宮崎県支部連合会	政党支部	300,000	
自由民主党延岡支部	政党支部	180,000	
宮崎県医師連盟	政治団体	100,000	
延岡市医師連盟	政治団体	200,000	
その他の寄附	件	0	
その他の収入		2,100,000	
今 回 計		2,880,000	
前 回 計		0	
総 計		2,880,000	

に改める。

別冊52ページ 3 報告書の要旨 収入中

主たる寄附			
(氏名)	(職業)	(寄附額)	円
(団体名)			
国民民主党			
宮崎県総支部連合会	政党支部	1,150,000	
延岡市医師連盟	政治団体	100,000	
宮崎県医師連盟	政治団体	100,000	
みやざきの			
未来をつくる会	政治団体	1,250,000	
その他の寄附	件	0	
その他の収入		2,051,760	
今 回 計		4,651,760	
前 回 計		0	
総 計		4,651,760	

を

主たる寄附			
(氏名)	(職業)	(寄附額)	円
(団体名)			
国民民主党			
宮崎県総支部連合会	政党支部	1,150,000	
みやざきの			
未来をつくる会	政治団体	1,250,000	
その他の寄附	件	0	
その他の収入		2,051,760	
今 回 計		4,451,760	
前 回 計		0	
総 計		4,451,760	

に改める。